

15. 要排出抑制施設

水銀排出施設を除く水銀等の排出量が相当程度多い施設(要排出抑制施設)を設置している者は、当該施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及び評価を公表してください。

別表第11（大気汚染防止法施行令別表第4の2）

| 項 | 施設の種類 |
|---|--------------------------|
| 1 | 製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） |
| 2 | 製鋼の用に供する電気炉 |